

第4号議案

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 石 本 智 哉

住所

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

固定資産評価員 宮田泰豪氏が本年4月30日をもって辞任するため、その後任の固定資産評価員を選任したいが、石本智哉氏を適任者と認め選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方税法

第 4 0 4 条第 2 項 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

第 5 号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名 飛 永 有 斗

住所

氏名 野 口 将 司

住所

氏名 真 島 和 博

住所

氏名 森 永 玲

住所

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

人権擁護委員の候補者として飛永有斗氏、野口将司氏、真島和博氏及び森永玲氏を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の

規定により議会の意見を求めるため、この議案を提出する。

「参 照」

人権擁護委員法

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。